

平成 28 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 1 2 月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 2 1

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

平成28年12月12日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時39分開議（実時間136分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第126号・平成28年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第128号・平成28年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号
1. 議案第138号・八代市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

（八代市生活排水処理基本計画について）

（八代市し尿処理施設基本構想について）

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳君
副委員長	中山諭扶哉君
委員	野崎伸也君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	松永純一君
委員	村上光則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	堀 泰彦君
市民環境部次長 兼環境課長	國岡雄幸君
廃棄物対策課理事 兼課長	山口修君
廃棄物対策課副主幹 兼廃棄物対策係長	谷口徹君
環境課長補佐	武宮学君
環境課し尿処理 センター場長	竹下圭一郎君
建設部	
建設部総括審議員 兼次長	植野幹博君
建設政策課長	涌田直美君
下水道総務課長	古田洋治君

○記録担当書記

鶴田直美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費及び第10款・災害復旧費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（堀 泰彦君） おはようござ

います。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の堀でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号の衛生費及び災害復旧費中、市民環境部関係につきまして、國岡次長より説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部次長の國岡でございます。よろしくお願いいたします。済みません。着座して説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

それでは、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号、衛生費及び災害復旧費中、市民環境部所管について御説明いたします。

まず、予算書の説明に入ります前に、まず今回の12月補正予算における人件費の補正内容につきまして説明させていただきます。

補正の主な要因といたしましては、人事異動、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてでございますが、国におきましては、月例給、一時金ともに3年連続となる引き上げ改定が実施されるところでございます。しかしながら、熊本県におきましては、さきの熊本地震の影響により民間給与の実態調査ができなかったことや県内の厳しい経済状況などを総合的に勘案し、本年の給与改定については行わないこととされているところでございます。また、熊本市におきましては同様の事情により、極めて異例のこととして、本年の給与勧告自体を見

送っているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら慎重に検討を重ねた結果、熊本地震による影響や昨年の給与改定等について熊本県準拠としていることなどを勘案し、熊本県と同様に本年の給与改定は実施しないことといたしております。

それでは、補正予算書3ページをお開きいただきたいと思います。

その中で、歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費に補正額欄記載のとおり、人件費補正を1107万9000円お願いしてございます。

次に、次ページ4ページをお開きいただきたいと思います。

款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費に補正額欄記載のとおり、さきの6月定例会及び9月定例会で補正予算として承認いただいた平成28年熊本地震損壊家屋等解体撤去事業の追加分といたしまして、7億2729万5000円をお願いしております。

まず、人件費補正について、目ごとの内容でございますが、済みません、23ページをお開きいただきたいと思います。

まず、中段目でございますが、款4・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費でございます。職員33人分の人件費補正215万6000円の増額補正でございます。生活環境総務費には、市民環境部、環境課、廃棄物対策課の廃棄物対策係、それから環境センター建設課及び各支所市民福祉課等の職員が属しております。主な理由といたしましては、人事異動等による増額でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。廃棄物対策課におきましては、塵芥処理を担当しております職員9人分の人件費補正でございます。725万1000円の増額補正となっております。主な理由といたしましては、人事異動、熊本地震対応に伴う時間外勤務手当の増額

等が主なものでございます。

最後に、目６・し尿処理費でございます。衛生処理センター及び浄化槽汚泥処理施設の業務を担当しております職員３人分の人件費補正でございます。１６７万２０００円の増額補正でございますが、主な理由といたしましては、人事異動等によるものでございます。

次に、３５ページの下段のほうをごらんいただきたいと思います。

款１０・災害復旧費、項３・厚生施設災害復旧費、目２・衛生施設災害復旧費に、熊本地震災害復旧事業の一環といたしまして、熊本地震損壊家屋等解体撤去事業といたしまして、７億２７２９万５０００円の補正予算をお願いするものでございます。

この事業内容でございますが、６月定例会、９月定例会で御説明いたしましたとおり、平成２８年度熊本地震で甚大な損害を受け、罹災証明において全壊、大規模半壊、または半壊の判定を受けた家屋等を所有者の同意を得たものについて、本市が被災者にかかわって専門業者に委託し、損壊家屋等を解体撤去及び処分するものでございます。

本事業につきましては、６月定例会において予算額１億１７９４万６０００円、９月定例会において予算額１０億７８９５万９０００円をそれぞれお認めいただいております。６月補正時に公費による解体・撤去件数を７４件、９月補正時に自主解体を含め２３０件と見込んでおりましたが、解体・撤去申請件数が３３９件と見込まれることから、今回お願いするものでございます。

その内容につきましては、節１１・需用費７万８０００円につきましては、コピー機のパフォーマンスチャージ料等の消耗品でございます。節１３・委託料７億２５５９万８０００円につきましては、損壊家屋等を解体撤去し、それを仮置き場として使用する水処理センター敷

地内までの搬入等を委託します損壊家屋等解体撤去業務委託といたしまして３億５７２万２０００円、その仮置き場の運営管理、仮置き場からの搬出及びその処分を委託します災害廃棄物受入及び処分業務委託といたしまして４億１９８７万６０００円がその内容でございます。次に、節１４・使用料及び賃借料１２９万５０００円は、仮置き場に設置いたします仮設トイレや現場事務所及び敷鉄板の借り上げに要するものでございます。次に、節１６・原材料費３２万４０００円は、廃棄物を受け入れる前の仮置き場の整地に使用するものでございます。補正額の財源内訳としましては、記載のとおり、特定財源といたしまして国庫支出金を補助対象事業費の２分の１の補助率、３億６３６４万７０００円を予定しております。

６月定例会、９月定例会、今回の１２月定例会を踏まえまして、トータルのこの事業におきます予算額といたしましては、１９億２４２０万円となっております。

以上、議案第１２４号・平成２８年度八代市一般会計補正予算・第７号のうち、市民環境部がお願いしております本委員会付託分の補正予算の内容についての御説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） ただいま説明いただきました、以上の部分について質疑を行います。

○委員（百田 隆君） 今、公費解体しているわけですが、苦情というか、遅々として進まないという話があるわけですね。ですから、これは大体いつごろ終了予定なのか。それと同時にですね、仮置き場が今の状態でいいのかどうかという、その２点について。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）
本事業を遂行するに当たり、苦情とかはないのかということですが、早く解体工事してほしいというお声は届いております。ただ、

県ですね、定めたルールに従いまして、この災害撤去事業を行っております。今のところ、予定といたしましてはですね、339件を解体撤去する予定でございますが、今の予定といたしましてはですね、全体の家屋がですね、解体してしまうのが8月までを見込んでおります。その後ですね、仮置き場とかに持ってこられましたやつを分別して、最終的に処分が終了するのが10月末までというふうに今予定をしているところでございます。

○委員（百田 隆君） 来年の話ですね。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

はい、今のは来年の8月と10月でございます。

○委員（百田 隆君） わかりました。（発言する者あり）

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

申しわけございません。今、解体につきましては8月いっぱいということでお答えいたしましたけれども、6月いっぱいでございます。訂正いたします。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 先ほどの仮置き場の件でございますけれども、仮置き場のほうは、現在、品物を区切って、スペースごとに搬入していただくということになっております。当然、搬入する前に現地のほうで分別した上で搬入するというので、分別、それから処分についても、そういうことでなるべく安い価格で処分できるようにということでの分別を進めております。

それから、仮置き場の現状でございますけれども、これにつきましては定期的にある程度量がまとまった段階で、その都度搬出するというので、その場所に高積みをしないうということをやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福島安徳君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 多分公費解体でやっていると思うんですけども、公費解体の場合ですね、ちらっと話聞いたんですけども、業者さんは協会に入ってる人がやっているとということで、普通に協会入ってない人たちも、そのほうを請け負うちゅうことはできないのかなちゅうお話があったもんだから。考え方としては、それだけじゃ、今、間に合わないということで、それ以外の人も参加できればというようなお話があったんですよね。

しかし、私考えるには、やっぱり国・県からの補助があるもんだから、そのルートに従ってということもあろうかと思っておりますけれども、そのあたりのお話が聞ければと思ひまして、お話できるとこまででも結構なんですけれども。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） この件につきましては、御指摘のとおり解体組合のほうと契約をいたしております。それににつきましても国あたり、国・県支出金がありますとおり、各団体と協調してやっていくということでもございますので、現在のところ、解体工事組合のほうに業務はお任せしたいというふうに考えております。

○委員長（福島安徳君） いいですか。

○委員（増田一喜君） はい、わかりました。

○委員長（福島安徳君） ほかに。

○委員（松永純一君） 先日の議会全員協議会で報告があった直近の災害の被害の状況ですけども、全壊が17棟、大規模半壊が35棟、半壊が351棟ですね。400棟を超えるぐらいの被災があったということですけども、今回の補正で339棟、想定されとるということですけども、これは罹災証明が出た人に何らかのアプローチをして、半壊の場合でも、ほら解体しない、もちろん大規模半壊もあるわけですか

ら、そのあたりはもう大体ある程度の調査をして339棟という数を出されたのでしょうか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 339棟の根拠でございますけれども、これにつきましては、今御指摘がありました罹災証明書の発行数、それと罹災事業の申請数、そこあたりをずっと計算というか、割合を出しまして、その結果339棟という数字を出しているところでございます。

○委員（松永純一君） ということは、被災されたところの個別的な調査は行っていないと。これまでの申請数とか、罹災証明書の数とか、そういうことで339を想定したということですかね。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） はい、そのとおりでございます。

それから、先ほど、罹災を受けた方への通知ということでございますけれども、これまで2回通知を行っておりまして、3回目の通知を先週の金曜日、12月9日に156件の方に直接御通知申し上げたところでございます。これにつきましては、要項を改正しまして、12月28日までの受け付けということで期限が決まっておりますので、再度の延期はなかなか難しいということで、今回改めて皆様方に通知したところでございます。

○委員（松永純一君） そしたら、339を超えるということも想定されますか。それとも、それはもう少し、339というのは、そういうのを見越して、見越した数だと理解してよかですかね。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 実際の先週末の申請件数が275件と。275件でございますので、156件、皆さん来れば無理かと思いますが、今までの率とすると、そこまでは来ないだろうということで、現在の予算をいただければ大丈夫かというふうに考えております。

○委員（松永純一君） 以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい、ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。さっき衛生費のところのですね、どこやったかな、済みません、予算書の23ページのところの2段目のところのですね。一般職の9名のところのところで、職員手当のほうが地震対応で時間外がかなり、ということでプラスになっていますということで、778万4000円というようなことでありましたけれども、どれぐらいの時間数ですね、残業されてるのか、時間外があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

衛生費の塵芥処理費の中での今度の増額の主な要因といたしまして、先ほど御説明いたしましたように、人事異動とそれから職員の地震対応の時間外ということですが、今回お願いしておりますのは600万円でございます。（「時間外……」と呼ぶ者あり）その積算でございますか。

○委員（野崎伸也君） 補正予算なんで、前回の議会の以降の話ということになってですけれども、大体月どれぐらいされているのか、ちょっと把握したいなという思いで質問したんですけど。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

今、手元に詳細な資料がございませんので、後で御報告いたしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） はい、後で。

○委員（野崎伸也君） 後でいいんですけれども、今回、9人分で約600万ということですよ。ほかの、その上の上段の生活環境総務費のところでは、33人分ということであんまり上がってきてないと、手当がですね。その時間外手当が幾らかちょっと、中身がいっぱいあるんでわからないんですけれども、9名の方がかなり時間外ですね、されてきているというの

がちょっと気になったというのがありまして。あと、今現時点ですよ、だんだん、だんだん地震対応の残業分のほうが減ってきてるのかどうかというのちょっと教えてほしい。そこはちょっと今答えられるんじゃないかなと思うんです。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） この件につきましては、4月に発災して以来、特に私のほうでいきますと、廃棄物対策系の職員が3名、それから課長補佐を中心として残業が続いております。実態としまして、ほとんど土日が休めないというふうな状況が続いてきておまして、やっと休めるようになったのが10月ぐらいからということで、それでも毎晩土日10時ぐらいまでやっておるというふうな、極めて超過勤務が続いているところでございます。そういうことで、金額として上がったというところでございます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。何となくですね、満遍なく忙しいところに対して、人が足りないところに対してですね、振り分けとかができない部分が多分あつとかもしれんとですけども、今、廃棄物対策課のところの方々だけがですね、何か非常に残業が多くなっているような、ちょっとこの金額だけ見てそやんふうに感じたもんですから。ちょっとそこら辺のことはですね、やはりうまく配分してですね、それぞれに分けられながらですね、仕事分けて、なかなか残業せんでもいいような感じですね、負担が満遍なく偏らぬようにですね、ちょっとやっていただきたいなというふうに思いましたんで、質問させていただきました。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 公費解体については6月まで一応済む予定であるということですが、自主撤去についてちょっとお尋ねをしま

す。

条件つきで対象となるということですが、その条件の内容面を少し教えていただきたいと思います。そして、金額にすれば何割ぐらい出るのか、その辺のともわかれば教えていただきたいと思います。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 自主撤去につきましては、災害すぐ、補助制度ができるまでの間に撤去された方とか、それから、どうしても急ぐ方について要件を定めてやってるところでございます。（「金額わかる」と呼ぶ者あり）予算額としては、自主解体のほうは6014万程度を見込んでおるところでございます。（「件数についてわかる」と呼ぶ者あり）件数について、今16件を執行しているところでございます。

○委員（古嶋津義君） 自主解体だから、もうたいがいもう済んでしまったところが多かったらうなという気はありますけれども、金額的にはどれくらい出つとですか。その解体費用の1件分なら1件分の何割ぐらい。10割は出んのでしょうか。

○廃棄物対策課副主幹兼廃棄物対策係長（谷口 徹君） 自費解体された方々からは、申請書とそれと工事にかかった内訳書のほうを出していただいておりますけども、その内訳書の中で事業対象となるもの、これを拾い上げて、その実際にかかった費用と、あとは県のほうで、国と県でつくっている標準単価というのがありますけれども、そちらのほうで積算し直したものの、そちらの安いほうをですね、安価のほうのを採用しています。

ですので、自費解体で、ほとんど対象になった費用については、安価であれば全て補助金のほうでお支払いしていると、そういうふうな形になっております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 実はきのう、上棟祝

い、棟上げに御案内のあったけん、行ったんですけども、それをですね、大変心配しとられて、どれぐらい金額は出っとだろうか、何割りだろうか。多分全額は出んてにゃ思うばってんねて。一応申請はせんばんたいていう、お話はしてきましたので、8割出るのか、その辺のところが目安としてわかればなというてお尋ねをした分ではありますが、安価なほうをということですね。はい。

○委員長（福島安徳君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 一応出尽くしたようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 先ほども言いましたけど、職員の時間外手当の関係ですけれども、非常にですね、やっぱり少ない人数でですね、対応されて、土日も休みがないような感じというのは非常にですね、ちょっといかなものかなというふうに思いましたんで、部長のほうにつきましては、そこら辺のところです、きちっと振り分けられるのであればですね、そういった人員の配置のほうをですね、行いながら、なるべく負担がですね、皆さん方にかからないようによろしくお願いしますと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。以上で、歳出の第4款・衛生費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時27分 小会）

（午前10時29分 本会）

○委員長（福島安徳君） それでは、本会に戻

します。

引き続き、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部総括審議員兼次長、植野でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号の建設部所管分につきまして御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） それでは、御説明いたします。資料は2つ使います。予算書が1つです。それともう一つは、建設環境委員会、議案第124号関係資料、八代市建設部と書いてあるもの2つで御説明いたします。よろしく願いいたします。

それでは、まず、平成28年度八代市一般会計補正予算書（第7号）と書いてある資料で御説明いたします。3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正のうちの歳出の表でございます。一番下の款の7・土木費を5億1508万9000円増額補正しまして、合計で71億1087万9000円といたしております。今回の補正は、人事異動等に伴います人件費の補正と国の第2次補正に伴います関係事業費の増額が主なものでございます。

内訳は、この3ページ歳出の表の中の項の1、下のほうで土木管理費から、次の4ページの項の6・住宅費までありますが、この中で項の2・道路橋梁費と項の3・河川費、項の4・港湾費以外は全て人件費のみの補正でございますので、まず人件費について御説明をいたします。

補正の主な要因は、先ほどの市民環境部からの御説明と同様に、人事異動、休職者、市町村

職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

具体的内訳につままして御説明いたします。
27ページをお願いいたします。

まず、上の表の款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費でございますが、これは説明欄に記載してありますとおりに、職員7人分の補正としまして557万8000円の増額補正です。内訳は、節の2・給料、3・職員手当等、4・共済費等でございます。

次に、目2・建築総務費は説明欄のとおり、職員19人分の補正で189万6000円の減額でございます。

次に、下の表の款7・土木費、項2・道路橋梁費は、目1・道路橋梁総務費で、職員20人分で177万7000円の減額でございます。

次に、その下の目2・道路維持費は人件費以外の補正ですので、後ほど御説明いたします。

その下の目3・道路新設改良費は、職員21人分で578万5000円の増額でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

上の表の河川費は人件費以外ですので、後ほど御説明いたします。下の表の款7・土木費、項4・港湾費の目2・港湾建設費は1億6526万6000円の増額補正の中で、節の2・給料、節の3・職員手当等、節4・共済費が職員4人分の人件費で361万6000円の増額でございます。節の19・負担金補助及び交付金につまましては、人件費以外ですので、後ほど御説明をいたします。

次に29ページをお願いいたします。

款7・土木費、項5・都市計画費は、目の1・都市計画総務費から目の5・区画整理費まで、それぞれ説明欄に記載しました職員数分の補正としまして、一番下の合計124万2000円の増額でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

上の表です。款7・土木費、項6・住宅費の目1・住宅管理費でございますが、職員5人分で395万5000円の減額補正です。以上が人件費の補正でございます。

次に、人件費以外の補正について御説明いたします。資料を使い、少し戻っていただいて27ページをお願いいたします。27ページの下表です。款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費が3億2370万円の増額補正でございます。内訳は、節の13・委託料300万円と節の15・工事請負費3億2070万円でございます。これは国の第2次補正予算に伴うものでございまして、防災・安全交付金の増額内示に伴いまして、舗装補修工事などの経費を補正するものでございます。

内訳は、別冊の資料で御説明いたします。別冊の資料をお願いいたします。

建設環境委員会、議案第124号関係資料、一番下に八代市建設部と書いたものでございます。表紙をめくっていただいて1ページをお願いいたします。横長になります。（発言する者あり）よろしいですか。

1枚めくって1ページ目をお願いいたします。下に表がついております。表の一番下に事業種別を書いております。赤丸が舗装補修です。横に路線名等を記載してあります。合計14路線です。補正額が2億9670万円でございます。その下の黄色い丸が、障害者誘導ブロック設置で400万円でございます。一番下緑が災害防除で2300万円でございます。上に地図がついておりまして、この赤、黄、緑の丸で事業箇所を記しております。

なお、今回の12月補正予算議決後に、この事業につまましては事務手続を行い、工事着手となりますので、年度内に完了できないことから、繰越明許費を設定をいたしております。繰越明許費については、予算書に戻っていただいて5ページに記載しております。予算書の5ペ

ージの表を見ていただきますと、右から２列目、事業名が書いてあります。事業名の上から４番目に道路維持事業とあります。ここです。３億２０７０万円を繰越明許費として設定をいたしております。

次に、予算書の２８ページをお願いいたします。

上の段の款７・土木費、項３・河川費、目１・河川費が補正額２１１４万６０００円の増額でございます。内訳は、まず説明欄の上段にありますとおり、地域防災がけ崩れ対策事業（地震災害関連）、これが１１３９万６０００円です。これは、国の２次補正に伴うものですが、激甚災害となりました熊本地震による崖崩壊等に伴いまして、放置すればその後の大雨等で被害を与えるおそれがある崖に対しまして、緊急的に崩壊防止事業を実施するために要する経費でございます。内訳は、節の１３・委託料が２１６万円と、節の１５・工事請負費が９２３万６０００円です。具体的なこの事業の内容は、また別冊の資料で御説明いたします。先ほどの別冊資料をお願いいたします。別冊の資料の３ページをお願いいたします。

この事業箇所は、地図をつけております右のほうに赤丸で、被災箇所と書いてあります。ここです。興善寺地区になります。左側に写真をつけております。被災状況の写真です。一番上は真ん中から右のほう、緑が、草が生えていますが、ここが石積みがあつて、ここがはらんで被害を受けているような状況です。左側は建物があります。家があります。真ん中は、この石積みの上の段、赤丸で楕円を書いていますけど、ここはちょっと小さいですけども、石積みの背後が陥没しているような状況で、一番下の段の写真は、右側に建物がありますが、建物の土間のところにひび割れが入っている状況でございます。

次に１枚めくって４ページをお願いいたしま

す。左側に平面図をつけてあります。平面図に①、②、③と書いてあります。これが家屋ですけども、①が一段上の段の家屋でございます。②と③が崖の下の家屋です。右側に断面図を書いてありますけども、左側の一段高い家と下の低い場所にある家の間に石積みがあつて、石積みをはらんでいる状況になっております。今後、これが大雨等で崩壊して、下の段の②、③の家にも被害を及ぼすおそれがあるために対策工事を行うというような事業でございます。

それでは、再度予算書をお願いいたします。２８ページをお願いします。一番上の段の表の中の説明欄の２番目です。２番目に県関係河川海岸事業負担金事業、これが９７５万円の増額です。

内訳は、先ほどの別冊の資料で御説明いたします。別冊の２ページをお願いいたします。地図に左側に赤の二重丸を書いております。４カ所。そして、引き出し線してますけども、赤が事業の箇所でございます。引き出して矢印で事業名を書いております。これは県の単県海岸保全事業や海岸堤防等老朽化対策緊急事業、単県急傾斜地崩壊対策事業、この増額に伴いまして、市の負担金を補正するものでございます。なお、先ほどの地域防災がけ崩れ対策事業に関しましては、補正後に事務手続を行って工事着手となりますので、年度内に完了できないということで繰越明許費を設定しております。繰越明許費は、予算書の再度５ページをお願いいたします。予算書の５ページの事業名のところの上から５段目です。地域防災がけ崩れ対策事業に９２３万６０００円を限度額として設定をしております。

何度も申しわけありませんが、再度予算書の２８ページに今度戻っていただきまして、２８ページの下段の表の款７・土木費、項４・港湾費、目の２・港湾建設費のうちの人件費以外の節の１９・負担金補助及び交付金で、これが

1億6165万円でございます。これは、八代港整備の国直轄事業及び県事業に対する負担金ですが、当初予算計上分の土砂処分場、岸壁改良、維持・管理工事等の事業ごとの事業費の確定に伴います負担金の増額が2065万円と、国・県の2次補正による泊地のしゅんせつ、維持・管理工事等の事業の追加分の負担金が1億4100万、合わせて1億6165万円の増額補正でございます。

以上、建設部所管の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（松永純一君） 地域防災がけ崩れ対策事業ですけれども、今回の補正では1件になるわけですが、これは、把握はどうやってこれを1件を把握されたんでしょうかね。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今回の地震で被害があったところについて、地元等から情報、報告等があったところにつきまして、現地を確認いたしまして、事業の要件に合うものについて補助事業を申請をしているところでございます。

○委員（松永純一君） これは断面図がありますが、要するに宅地の野面積みのところがはらんできて、今後そのまましとくと、大雨なんかで、つまり下の家に崩れ落ちたりなんかするということのようにですけども、これまで、今回の地震でも結構問題になっているのが、宅地についてはなかなか個人の所有であって、公共的にできないと。ですから、そういうのをどうやってやるかというのを、国もそういうのをいろいろ考えてしていくだろうと思うんですが、この事例は泉あたりでは結構多いんですよね。なぜかという、斜面のところを切り開いて家を建てとるものですから。で、全く同じような事例を私も聞いてみます。支所のほうも調査に行って、写真撮ったりしとりますけども、多分そ

れの何といたしますか、情報がうまく伝わってなかったらと思うんですよね。これと同じような状況があったんです。私も聞いております、現地行ってないんですけども。

ですから、しかし、なかなか宅地にはそういった工事ができないというふうなことを多分伝えて。これまでもそうだったものですから。ですから、そのあたり、支所あたりにも照会をされたのかどうかということ等が1つはありますし、ただ今回は、これは国の2次補正ですから、もう同じような経済対策とかの同じようなものはないと思うんですけども、今後出てきたら、市として、こういう事例がですね、同じような事例が出てきたら、一般財源でも対応していけるようなものなのか。復旧・復興プランよく読んでみせんけども、そのあたりは。そのあたりどうなのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今おっしゃいましたように、個人の宅地、崖についてということで、通常これは急傾斜事業になります、一つになりますけれども、通常は個人の崖のときに人家を保護するために基準がございまして、補助事業、単独事業、あと市の事業というのがございます。崖の高さだったり、保全対象の家の数だったりというのがあります。そういう中で今回の事業は、激甚災害の場合に適用される事業でございます。あわせて、熊本地震については特例措置が設けられました。で、今回の要件になって特例措置によりましてですね、今回石積みがありますけども、通常は自然斜面が事業対象ですけど、人工斜面も対象になります。高さも5メートルのものが、崖の高さが3メートルまでが事業対象ということになりました。あと、あわせて人家保全だけではなくてですね、保全対象のところに公共施設、水路とか、道路とか、そういうふうなものがあるものが要件になっております。それに合

致したということで申請をいたしております。

あと、今後出てきたときに単独でやるかということですけど、激甚災害の場合はこのようなまた補助制度が出てくると思います。それ以外ときには通常の今までの豪雨災害等での対応になりますので、補助事業または単独事業の、従来の事業で対応することになるのかなというふうに、今のところ考えております。

○委員（松永純一君） 今回の災害は激甚指定を受けているわけですよね。受けてるわけですから、この事業が該当になって補助事業でされるということですが、私が思うのはですね、要するに、これをこの国の２次補正で採択されるものですから、今後同じような、今、激甚災害の指定受けとりますので、同じような事例が今後やっぱりこれと同じじゃないですかと。例えば、崖の高さとか、危険度とか、それ、公共施設、水路があるかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういったときにはなかなかできにくいんじゃないかと思うんですよね。これは国の２次補正ですから、国の補助金２分の１、入っている。今から、もうこの２次補正はこれで終わりでしょからですね。ですから、なかなかできにくいというふうに思うんですけども、しかし、出てきた場合、同じような条件だったら、救済ができるのかどうかということなんですけども、お尋ねしたいのは。

（「単独」と呼ぶ者あり）はい。ですから、今回は補助事業ですけども、同じような、いや、うちんと、がんして、ここ見てください、危なかじゃなかですかとかですね。今、既に支所が写真撮ったりなんかしてると思うんですよ。そういうのが、同じような条件でもし該当する場合に、やっぱりそれはやっぱり同じように救済していきますよというようなことなのか。いや、もう今回でもう国の２次補正というのは今回終わりですから、もうできませんよという方向なのか、どうなのかですね。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今回は国の補助制度を活用してやります。今後、そういう同じような状況があったときに、補助がないときに単独でするのかということについては、今の段階ではちょっと単独ですることは考えておりません。

○委員（百田 隆君） 今の質問に引き続いてですが、市民は公平に税金を払っておるんですね。税の公平性から考えますと、２次災害でそういうことが対象にならなかった人たちが、市としてはしないということになればですね、ちょっと市民としては納得いかないというふうな状況になると思います。

ですから、松永委員もそのあたりを聞いておるだろうと思います。そうですね。（委員松永純一君「はい」と呼ぶ）だから、そのあたりはですね、やはり税の公平性の観点からですね、もう少し踏み込んだ対応を市もする必要があるんじゃないかと思うんです。そのあたりはどうですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今後このような大きな災害等が起こったときに、そのときの国の制度等考えて、現地の状況を確認していろいろ研究をしていきたいと思います。で、今の時点ではちょっとするということは、ちょっとはつきりまだ申し上げられませんけども。そういう受益者側のいろいろな公平感だったり、そういう感覚も考えながら、現地等の状況を考えながら研究したいと思います。

○委員（百田 隆君） じゃあ、お願いとか要望ですけど、前向きに考えていただきますようお願いしときたいと思います。

○委員（松永純一君） 委員長、ちょっと私、今、関連でよかですか。先に。今の。

○委員長（福島安徳君） よかですか、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） よかですよ。

○委員（松永純一君） 結局ですね、その把握

するときにどうされたのかというのが私は問題だろうと思うんですよ。これ、支所とかなんとかに、こういったことで事業が国の2次補正であるけども、（委員古嶋津義君「支所がしっかりしとらんやった……」と呼ぶ）こういうのがあるけども、そういう事例はないですかというふうなことを照会されておるのかどうかというのが、私は問題だろうと思うんです。ですから、そこをしっかりとやっぱり把握するようなことをしないとですね、今、百田委員が言ったように、やっぱりあの状況になるんだと思うんですね。

以上でございます。（発言する者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　しばらくお待ちください。古嶋委員が先に。

○委員（古嶋津義君）　よかですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　はい。

○委員（古嶋津義君）　今の関連ですばってん、興善寺地区、地図からいくと、②と③の家屋ですが、これには個人負担のあつとですか。こっちには何か実質個人負担4.0%とか書いてある。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　今回の事業では、個人負担がございます。大きくは国が半分です。あと県が4分の1、残り25%が受益者側ということになります。そのうちに個人負担を4%いただくということで予定をしております。

○委員（古嶋津義君）　ということになれば、①、②、③ですか、この家のほうはもう了解してから、工事に入るちゅうことでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　了解いただいています。これ、この事業ですけどもですね、石積みが被災しまして、ブロック積み、多分そうなると思いますけど、それ擁壁で復旧することになります。これの施工箇所が家が3つ隣接している中で、上の段の①の方の土

地の中で石積みがあつて、それが被災をしているということです。で、上の段の①の方から4%いただくということで、本人の了解もいただいております。

○委員（古嶋津義君）　将来的には、ここに資料がありますが、東日本大震災に、この対策事業のこのような形になるとだろうと思いますが、繰越明許ということですので、それまで仮にこの石積みのはらみが崩れたりとか、その対応か、対策は取ってあつとですか。

○建設政策課長（涌田直美君）　建設政策課の涌田です。現地はですね、今、写真では亀裂が入ってる状況だったんですけど、現地は今ブルーシートをかぶせてですね、直接雨で水が浸透しないような工夫を今現在しております。

○委員（中山諭扶哉君）　関連でですね、今後ですね、今、松永委員言われましたけど、今後、同様な申請というのは、もうこれから先はできないような状況なんですかね。補正の追加の。

○建設政策課長（涌田直美君）　先ほどのですね、植野次長の説明の追加でですね、どうやってですね、現地を確認したかということです。今度の条例のときにお話ししようと思ったんですけど、罹災証明を発行いたします資産税課とかですね、建築指導課のほうで、現地を市内をずっと回っております。それと合わせまして危機管理課とかですね、建設事業課にもですね、照会をかけて現地の確認をしております。

今後につきましては、今、28年の補正で上げておりますけど、また新たに出てきましたらば、また補助のほうを申請をしようかなということで今考えております。

○委員（中山諭扶哉君）　やはりさっきも言われましたように、恐らく相当数ですね、もしかしたらあるかもしれません。そのときにですね、周知のほうをですね、ホームページでも必要かもしれませんけど、皆さんが知るようにで

すね、そういうのがありますよというのをですね、またお願いしたいというふうに思います。要望です。

○委員（野崎伸也君） 次の議案の第138号にですね、関連するところがあるんで、なかなか答えにくいっちゃうか、いろいろあつただろうと思うんですけども、総合的にですよ、見て、この今涌田さんも言われたですけど、いろんな現地確認のほうは職員がされてきたというようなことがあって、あらかたですよ、市内の件数等についてはですよ、どれくらい上がってきたかというとはわかつつとですか。件数的に。（「この対象としてですか」と呼ぶ者あり）対象じゃなくて、そういうおそれがあるところという、罹災証明の確認に行かれた時点で。

○建設政策課長（涌田直美君） 今回の特例措置が3メートル以上ということで、上がってきてますのが今1件だけだったんですけど、2メートルから3メートルの部分ですね、今2件ほど上がってきてまして、今回のこの地域がけ崩れ対策事業には合致しませんけど、また、今国のほうで制度を考えてられますのが2メートルから3メートルの区間の高さを今検討されてまして、そういった場合には今2件ほど要望はきてるっていう状況です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。意外とやっぱり個人負担がですよ、少なかったというようなこともあって、なかなか。ちょっと138号じゃ緩和のあれが出つとですけど、ちょっと厳しかつかなと、その要件に入っていくところがですね。例えば、その2メートルも、自分の家の後ろの崖が2メートルがなかったっちゃ、何か危なかなというところには、もうそれはもう間違いなく補助が出らなという話になつとやろうけんですね、やっぱり。そやんところば、どやんしていくかということが今後、先ほど、松永さんも、百田さんも言われたですけ

ど、同じようにしか見えんとですたいね、やっぱり市民からすれば。そこば今後、市がどやんふうに手当てしていくかというかですね、そこをちょっと考えんといかぬかなと思いました。

以上です。

○委員長（福島安徳君） ほかにないですか。

○委員（古嶋津義君） 27ページですね、目の2・道路維持費でございます。ここに資料いただいて、舗装補修であります。これはオーバーレイですか、それともただ穴ぼこば修繕していくとか、それか下から全面的にやるとか、どういう工事方法でしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） この舗装補修につきましては、14路線ありますけれども、現地のその舗装の状態、損傷の状態によりまして、おっしゃいました工法としてはオーバーレイだったり、剥ぎ取ってやりかえたり、路盤、下まで悪いときは下からやりかえたりというのを現地の状況に合わせて、それぞれで決定してまいります。

○委員（古嶋津義君） 特に、この資料の下段にあります郷開工業団地2号線、3号線というとはですね。ここは従来、本当は工業団地だけん、その工業団地に入る車ばっかいしか入らんとぼってん、今はここばですね、横江大橋の迂回路として使いよるもんだいけん、損傷がちょっとひどか部分がありますもんですから、その辺ちょっとお尋ねをして。よければですが、これは下からやりかえんば、しょつちゅう舗装してもですね、すぐめくれたり、穴のほげたりしますもんで。その辺のところはよく確認をされて、いい対処をしていただくようお願いしときます。

○委員長（福島安徳君） よかですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で歳出の第7款・土木費についてを終了します。

これより採決いたします。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり、可決されました。

小会します。

（午前11時01分 小会）

（午前11時06分 本会）

◎議案第126号・平成28年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、議案第126号・平成28年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（古田洋治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の古田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○下水道総務課長（古田洋治君） それでは、議案第126号・平成28年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号について説明いたします。

お手元の今回のですね、補正予算書第1号、よございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、予算書に基づいて説明いたし

ます。1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6128万5000円とするものでございます。

今回の補正は、人件費2名分に係るもので、その主な要因は人事異動、市町村職員共済組合費負担金の率改定の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、先ほどの一般会計の説明と重複いたしますが、国においては人事院の勧告に基づき、月例給、一時金とも3年連続となる引き上げ改定がなされるところでございます。

しかしながら、熊本県におきましては、さきの熊本地震の影響等により本年の給与改定について行わないこと、熊本市でも同様に給与勧告自体を見送っていることから、本年の本市でも給与改定は実施しないこととしております。

続きまして、予算書の5ページをお願いいたします。

下段歳出から説明いたします。款1・項1・浄化槽市町村整備推進事業費、目1・浄化槽総務費でございますが、27万8000円を追加し、補正後の金額を4398万5000円とするものでございます。

次に上段、歳入でございますが、款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で27万8000円を追加し、補正後の金額を2664万7000円にいたしております。

以上で議案第126号・平成28年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。これより採決いたします。

議案第126号・平成28年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第128号・平成28年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号

○委員長（福嶋安徳君） 次に、議案第128号・平成28年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（古田洋治君） 引き続きまして、下水道総務課の古田でございます。隣が下水道建設課長の福田でございます。よろしくお願いいたします。では、着座にて説明いたします。

議案第128号・平成28年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号につきまして、御説明させていただきます。

資料は、別冊の補正予算書でございます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

12月補正予算の中身の説明に入ります前に、まず概要につきまして御説明させていただきます。

今回御提案させていただいております補正予算の内容は主に2点であります。

まず1点目は、消費税及び地方消費税の不足に伴う増額補正です。こちらにつきましては、

平成27年度確定申告額を当初還付と見込んでおりましたところ、不用額や翌年度への繰り越しなどにより納付になりましたことから、その確定申告額に応じて仮納付しなければならない中間申告が発生することになり、当該中間申告納付額が不足しますことから、補正を行うものでございます。

次に2点目は、社会資本整備総合交付金の増額内示に伴う補正でございます。

熊本地震の影響により被害が大きかった自治体では、通常の下水道事業が施行できないような状況にあります。そのような中、県において地震の被害状況や下水道普及率などを勘案し、県内の下水道事業予算の調整を行った結果、本市につきましては交付金の増額内示がありましたことから、所要の事業費を補正し、事業の推進を図るものでございます。

あわせて、八代処理区においては事業認可区域内の整備がほぼ完了しつつありますことから、次期整備区域の事業認可を取得するための事業認可変更業務委託について別途計上いたしております。

それでは、補正予算の詳細について御説明いたします。お手元の予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条で収益的収入及び支出の補正予算額を定めております。

左から科目、既決予定額、補正予定額、（計）という順に記載しております。上の収入では、第1款・下水道事業収益の第2項・営業外収益で1153万8000円を追加し、補正後の計を34億6702万8000円といたしております。

次に下段、支出では、第1款・下水道事業費用、第2項・営業外費用で1691万3000円を追加し、補正後の計を31億639万5000円といたしております。なお、補正額の内容につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして2ページをお願いいたします。

第3条では、補正予算第2号における第2条本文括弧中に記載しておりました資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源につきまして、今回の補正により変更になったものを改めますとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとしております。

まず、収入では、第1款・資本的収入、第1項・企業債で9000万円を、第2項・補助金で1億円をそれぞれ追加し、資本的収入の補正後の金額を24億5914万9000円といたしております。

支出では、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費で2億1500万円を追加し、資本的支出の補正後の金額を33億8438万6000円といたしております。

次に3ページをお願いいたします。

第4条企業債では、資本的収入における企業債の増額に伴う起債の借入限度額変更について計上いたしております。

第5条、利益剰余金の処分につきましては、先ほど御説明いたしました2ページの第3条における資本的収支の不足額が、今回の補正により2500万円増額になったこと、及びその補填財源である後年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額が、今年度の不用額や繰越額などを見込み再計算を行ったところ、821万1000円減額となりましたことから、同じ補填財源であります当年度分利益剰余金処分量を1億8609万円から2億1921万1000円へ増額調整するものでございます。

続きまして5ページからが下水道事業会計補正予算に関する説明書でございます。

開いていただきまして、7ページから10ページが補正予算の実施計画となります。もう一つお開きいただきたいと思いますのが、11ページの予定キャッシュフロー計算書及び12ペー

ジから14ページの予定貸借対照表は予算等の変更に伴いまして修正を行っております。

では、続きまして15ページをお願いいたします。15ページからは収益的収入及び支出の明細書でございます。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。款1・下水道事業収益、項2・営業外収益、目6・消費税及び地方消費税還付金で1153万8000円を増額いたしまして、補正後の計も同額の1153万8000円といたしております。こちらは平成27年度確定申告額2674万円の4分の1である668万5000円の3回分、計2005万5000円を本年度中に中間申告として、一旦仮納付するわけでございますが、平成28年度の確定申告見込み額が851万7000円ですので、払い過ぎとなる差し引き1153万8000円は還付となりますことから、当該還付予算を計上いたしております。

次に、支出では、款1・下水道事業費用、項2・営業外費用、目2・消費税及び地方消費税で1691万3000円を追加し、補正後の計を2005万5000円といたしております。

先ほど収入で御説明いたしましたとおり、2005万5000円を中間申告として仮納付する必要がありますことから、不足する1691万3000円を増額補正するものでございます。なお、当初予算で計上いたしております314万2000円は、当初予算編成時における平成28年度の確定申告見込み額でございますが、今回計算し直した額である851万7000円でも中間申告における納付額を下回り、還付となりますので、確定申告分の支出予算は必要なくなることから、補正後の額は中間申告納付額である2005万5000円となります。

続きまして、16ページをお願いいたします。16ページからは資本的収入及び支出の明細でございます。

まず、収入につきましては、款１・資本的収入、項１・企業債、目１・企業債で９０００万円を追加しまして、補正後の計を１３億５３６０万円としております。

次に款１・資本的収入、項２・補助金、目１・国庫補助金では１億円を追加しまして、補正後の計を５億１０９７万１０００円といたしております。

１７ページをお願いいたします。支出につきましては、款１・資本的支出、項１・建設改良費、目１・管渠施設整備費で２億１５００万円を追加し、補正後の計を１４億４２０１万３０００円といたしております。補正後の内訳は、管渠築造工事の増額１億６２００万円及び委託料で設計業務委託１８００万円と全体計画変更業務委託２０００万円の計２億円は、交付金内示の増に伴うものでございます。

ここで予算書の訂正がございます。節・工事請負費の額に誤りがありまして、お手元にですね、正誤表をお配りしておりますが、一緒にごらんいただきたいと思います。正誤表にありますとおり、表の上段１億６２００万円でございます。申しわけございませんでした。

また、八代処理区における認可区域の拡大のための事業認可変更業務委託１５００万円につきまして、別途単独事業として計上いたしております。

最後に１８ページをお願いいたします。１８ページは、企業債の現在高の見込みに関する調書でございます。

以上で、議案第１２８号・平成２８年度八代市下水道事業会計補正予算・第３号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） 説明を終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。これより採決いたします。

議案第１２８号・平成２８年度八代市下水道事業会計補正予算・第３号について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前１１時２５分 小会）

（午前１１時２６分 本会）

◎議案第１３８号・八代市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、議案の審査に入ります。議案第１３８号・八代市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設政策課長（涌田直美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設政策課の涌田です。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○建設政策課長（涌田直美君） それでは、議案第１３８号・八代市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について御説明いたします。

議案書は２８ページからになっておりますが、お配りしております資料の右上に建設環境委員会、議案第１３８号関係資料と書いてありますこちらをもとに説明をさせていただきます。

それでは、まず、事業の概要から説明をいたします。皆さんも御存じのとおり、ことし4月に発生をいたしました熊本地震によりまして、激甚災害の指定を受けております。山間地等の崖地におきまして、のり面が崩壊したことにより、その復旧対策事業について受益者より分担金を徴収する条例案でございます。

この災害関連地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、平成元年度より国土交通省所管の補助事業として実施されてきました事業でございます。事業主体は市町村となっております。この事業は、熊本県内で実施するのは初めてでございます。特に被害が大きかった熊本市や益城町、御船町、西原村を含む13市町村が対象となっており、現時点では、県内およそ280件が対象となる見込みでございます。

本市におきましては、罹災証明の発行のため調査を行いました資産税課や建築指導課を初め、危機管理課、各建設事業課に照会をかけまして、対象となる箇所を把握したところでございます。照会をかけた結果、今回の交付対象要件に合致する案件が1件ございました。

そこで、この対策事業を実施するに当たり、実施箇所が民有地でありますことから、総事業費の一部を受益者から徴収することが適当だと判断し、このたび分担金を徴収するための条例案を提出したところでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをごらんください。

この事業の目的は、崖地が次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崖崩れを防止するために対策を行うものでございます。

左下段に災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の現行制度の要件が記載されておりますが、今回の熊本地震によりまして、右側の特例措置として一部採択要件が緩和されております。緩和されました要件につきましては、自然斜面のみ

であったものが人工斜面も含まれることになったこと。また、崖高が5メートル以上であったものが、崖高が3メートル以上になったもの。その他として、ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあることの要件でございます。

今回ですね、資料には記載してありませんが、この災害関連地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、総事業費が600万以上ということになっております。

一応この対象といたしましては、次のページ2ページをお開きいただきたいと思います。この上のほうに特例措置の概念図という絵がありますけど、崖の上に1件で、公共施設があつて、下のほうに1件。この2件以上が対象となっております。この上の段の家屋と下の家屋の間に公共施設、道路とか、水路とかそういう公共施設があつた場合は対象になるということになっております。

過去に、この特例措置が実施されました災害につきましては、左下に記載がありますように、阪神・淡路大震災外4件となり、今回の熊本地震を含めると6件目となります。

済みません。資料の3ページ、4ページは、先ほどの補正予算の説明で使用した資料と同じでございます。説明のほうは割愛させていただきます。

次に、5ページのほうをお願いしたいと思います。

今回、受益者より分担金として徴収する負担割合について御説明をいたします。受益者から分担金を徴収しない案が上段で、今回、受益者から総事業費の一部として分担金を徴収する案が下段に示しております。委託料と工事費を合わせた総事業費に対しまして、国からの補助率が50%、県からの補助率が25%、残りの25%が市町村の負担となっております。

そこで、残りの市町村負担の25%につきまして検討いたしました結果、図の下段に示して

おりますとおり、市の負担、黄色の部分が4.16%と受益者の負担分赤色部分が4.16%で、市と受益者の負担を同程度にすることが適当だと判断いたしました。負担割合が端数となりましたことから、受益者の負担割合を小数点以下切り捨てとして4%にしております。

議案書の29ページをお開きいただければと思います。

右側の上のほうに別表がございますが、事業区分といたしましては災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（平成28年熊本地震）とし、分担金の総額は、事業費総額に100分の4を乗じて得た額として定めたものでございます。

以上で八代市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（古嶋津義君） この事業を施行するに当たり、利益を受ける個人のところから負担金を取るということでありますが、先例として書いてあります阪神・淡路から東日本大震災まで、こういう事例はあったんですか。

○建設政策課長（涌田直美君） この地震で対象となった家屋はあったということは聞いておりますが、件数まではちょっと把握はしておりませんけど。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） これは要するに今度分担金を取るという話でしょう。

○建設政策課長（涌田直美君） はい。

○委員（増田一喜君） そこの受益者になる方たちと話して、その工事をやるちゅうことだけでも、いや、この分担金払いたくないとかいうふうな形になったときはどうなるんですかね。その工事はするんですか、しないんですか。そ

れともやって、強制的に徴収するとか、そのあたりどうなるんですか。

○建設政策課長（涌田直美君） 今回の場合はですね、この地権者の方から、この条例とあわせて同意書もいただくような形をとっております。この同意を持って初めて現地に入れるということになりますので、まず同意がないと着工できないということになりますので、同意がなかった場合は施工はできないという形になるかと思えます。

○委員（増田一喜君） だから、施工はしないということになって、それでも崩れたらどうなるのかなと。そこで、本人が言わないから待つのかという、そのあたりは想定はされていないんですか。

○建設政策課長（涌田直美君） そうですね、今回は同意が得られたということでですね、施工いたしますけど、そうですね。今回、土留めといいますか、のりをとめる部分につきましては、民有地がもともと基本でございましてですね、なかなか同意が得られないところを市が施工するというのはちょっと難しいかなということで考えております。

○委員（増田一喜君） 多分そういう状況があれば、もう地主さんもやむなしで同意はされると思うから、想定できないところであるのかもしれないですけどね。やっぱりできればそういうところ、もし分担金払いたくないけど、してほしいというふうなところがあれば、そこらあたりもちょっと暇を見て想定されていていいのかなという気はいたしますけど。

○建設政策課長（涌田直美君） わかりました。

○委員（古嶋津義君） ここに対策の断面図がありますが、この石積みのはらみ、この辺のところはこれは公のものでなくて民間のもんですか、何ですか。

○建設政策課長（涌田直美君） この石積み

つきましては、民有地側の石積みでございます。

○委員（野崎伸也君） 濟いません。先ほどの興善寺のやつで、今ここにこういう図描いてあつとですけども、興善寺のやつの写真入りのやつば見たときに、3メートルというのは多分合致しているんだろうと思うんですけども、あと道路だったり、ライフラインだったり、配水布設というのが見あたらんとですけど、どやんふうに見ればよかったですかね。

○建設政策課長（涌田直美君） 資料の4ページをごらんいただければと思います。4ページの右側に対策工横断図というA-A'断面という図がありますが、この石積みの下のほうにちっちゃな水路が現地がありまして、これが公共施設という位置づけをしております、（発言する者あり）道路とか水路があった場合ということです、今回水路があるということで、今回対象になるということで判断しております。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。その3.3メートルあつと、その公共施設の水路があるけんていうことで合致したちゅう話でよかったですかね。

○建設政策課長（涌田直美君） はい。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○建設政策課長（涌田直美君） 今、3ページの写真は、3.3メートルということで表示してありますけど、先ほどの4ページの右側のA-A'断面図でいきますと、隣の②番の高さが3.3メートル、その下に1.7メートルぐらいありますので、実際5メートルぐらいは復旧するという形になりますので。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。了解しました。

あともう一件なんですけど、最終的にこの資料ですよ、今回、個人負担を求める場合ということで5ページですね。下段のほうのが適

用、こっちのほうを提案したいんだという話なんです、この上のほうというのは何かこういうものがあるんですか。事実上、こういった事業が。

○建設政策課長（涌田直美君） 先ほど説明の中でですね、県内280件ぐらい対象となるということで、13市町村が対象になりますということで、県内この事業を始められるところが、もう初めてということで、負担金を取らないところもおられて、10%のところもあるんですよ。ということで、市のほうの判断としては4%が適当だろうということで判断して、4%を今回条例として上げております。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。よそではもう既に工事やって、負担金を求めないところもあるけれども、八代市は4%負担するのが適当だろうということで、今回提案されたということですね。わかりました。

○委員（松永純一君） この2ページですね、概念図ですね、これはアバウト過ぎて、判断に困られるんじゃないかと私は思うんですけども。今回のだって、この興善寺の例もですよ、野面積みがあつて、その下にどういう水路が入っているか、ちょっと何か赤と黒で見にくいんですけども、恐らくU字溝かなんかが入つて、二次製品が入っているかどうかわかりませんけども、これだったら、仮にですよ、この興善寺の今回の件で野面の一番下のところの水路がなかったら、これ恐らく対象にならないというふうなことも考えられるんですよ。そうすると、河川・水路と書いてありますけれども、これ非常にこの図では判断しにくいと思うんですけど、どんなですか。そうないですか。

○建設政策課長（涌田直美君） 2ページのこの図でちょっと判断するのはちょっと難しいという部分があるかと思いますが、一部水路だったり、道路だったり、あと電柱とかですね、水道管とかいうのも公共施設ということであれ

ば対象になるということです。もう現地を確認しに行くしかないのかなとは判断しております。

○委員（松永純一君） 水路は今回の場合です。よ、これ後づけでもいいわけですか。擁壁かブロックかわかりませんが、されますよね。赤色で書いてあるのが、これまだ多分U字溝かなんかであると思うんですけど、もともとなくても、仕上がったときに後づけすることでも該当になりますか。

○建設政策課長（涌田直美君） 後づけではちょっと難しいかと。要望するときもうあったのを条件として要望しますので。

先ほど4ページの左側に平面図ということでありますけど、公共施設水路ということで、①と②と③のこの間に、この青の部分で公共施設の水路があるということで、もう現地も確認した上での要望ということで、実際後づけとなりますと、要望する段階で多分難しいのかなということであります。（発言する者あり）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（松永純一君） はい、具体的な例が出てくっでしょうからですね。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。これより採決いたします。

議案第138号・八代市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時42分 小会）

（午前11時46分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読ください。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時46分 小会）

（午前11時47分 本会）

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市生活排水処理基本計画について）（八代市し尿処理施設基本構想について）

○委員長（福岡安徳君） それでは、まず、八代市生活排水処理基本計画についてをお願いします。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君） 市民環境部次長兼環境課長の國岡でございます。よろしくお願いいたします。済みません、着座にて説明させていただきます。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君） 今回御報告をいたします2件でございます。八代市生活排水処理基本計画と八代市し尿処理施設基本構想でございますが、これ関連がいたしますので、一括して御説明させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君） はい、わかりました。

それでは、本日説明いたします八代市生活排水処理基本計画及び八代市し尿処理施設基本構想は、平成27年度事業として策定したものでございまして、基本計画で予測しましたし尿等の発生量をもとに基本構想を策定しております。

なお、本年9月に公共下水道の全体計画を変更する方針が決定されたことを受けまして、改めてし尿及び浄化槽汚泥の発生量などを調整いたしましたして、基本計画及び基本構想に反映させたところでございます。

そのようなことから、本来であれば年度当初に御報告すべきところを12月定例会での御説明となりましたことをまずもって御了承いただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。まず、資料1の八代市生活排水処理基本計画概要版の1ページをお開きいただきたいと思います。

す。

1番目に計画策定の趣旨でございますけれども、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきまして策定するものでございます。本計画の位置づけにつきましては、2ページの図1にお示ししておりますとおり、同法で策定が義務づけられている一般廃棄物処理基本計画のうち、し尿等の発生量及び処理量に関する実績をもとに将来予測を行い、処理施設の整備や適正処理を進めるための計画でございます。

なお、2番目に本計画は、八代市全域を計画対象区域といたしております。

3番目に計画の期間でございますが、本計画は、平成28年度を初年度とし、平成42年度までを最終目標年度とする15年間計画といたしております。また、平成32年度及び平成37年度を中間目標年度と位置づけまして、計画の進捗状況の評価、見直しを行うことといたしております。

3ページをお開きいただきたいと思います。本市における生活排水処理体制の概要を図の2に示しております。本市における生活排水処理は、公共下水道、流域下水道、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設がございまして、4-2で生活排水の処理形態別人口をお示しておりますが、それらにつきましては、4ページから10ページにかけまして市全体の状況と本庁及び各支所管内に分けまして、平成22年度から同26年度までの生活排水処理形態別人口と生活排水処理率の推移を掲載しております。

処理区域内人口につきましては、本庁、各支所管内とも減少傾向にありますが、生活排水処理率につきましては、年々高くなっております。特徴といたしましては、八代市全体では、生活排水処理率が50%から60%と推測している中で、東陽支所管内が約80%と高い値を示しており、農業集落排水処理施設が整備され

ているためと考えられます。

続きまして、11ページから13ページにかけまして、し尿・浄化槽汚泥処理の現状をお示ししてございます。平成22年度から同26年度までの市全体、本庁管内及び各支所管内の収集実績を見ますと、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、普及に伴い、し尿の収集量は減少傾向にありまして、浄化槽汚泥の収集量はほぼ横ばいで推移いたしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。本市内にありますし尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要を掲載してございます。

本庁管内の浄化槽汚泥は、新港町にあります浄化槽汚泥処理施設で、し尿は郡築十二番町にあります衛生処理センターで処理を行っております。また、八代生活環境事務組合が管理いたします衛生センターでは、各支所管内のし尿と浄化槽汚泥を一括処理しております。

15ページをお願いいたします。

本市における生活排水処理の基本方針を定めてございます。方針といたしまして、生活排水処理施設整備の推進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、水環境の保全に対する意識の高揚を掲げております。

続きまして、16ページから21ページにかけましては、市全体、本庁管内及び各支所管内における平成42年度までの生活排水処理形態別人口の将来予測をお示ししてございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

し尿・汚泥の処理計画の基本方針をお示ししてございます。その中で、特に5点目の衛生処理センターは供用開始から55年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、将来に向けての方針を定めるため、次の資料2で御説明いたします八代市し尿処理施設基本構想を作成しております。

また、6点目には、熊本地震の発生を受けまして、処理施設の耐震化を進め、災害時における万全なる対応に努める旨、追記しております。

続きまして23ページから25ページにかけまして、市全体、本庁管内及び各支所管内における平成42年度までのし尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測をお示ししてございます。

平成42年度を目標にし尿等の発生量を減少させ、生活排水処理率が向上していくよう、合併浄化槽への転換及び生活排水処理施設の整備を進めてまいります。

以上で八代市生活排水処理基本計画の概要説明とさせていただきます。

引き続き、資料2でございます。資料2の八代市し尿処理施設基本構想（概要版）の御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

1、目的に掲載しておりますとおり、本構想は、本庁管内のし尿を処理している衛生処理センターの整備について検討したものでございます。当施設は、資料1でも御説明いたしましたとおり、55年が経過し非常に老朽化した施設であり、早急な対応が必要となっております。

施設の規模でございますが、本庁管内における平成26年度のし尿処理実績をもとに1日当たり25キロリットルの処理能力を想定しております。

3、施設整備方法でございますが、本基本構想では、①から③までの3ケースの整備方法について比較検討を行っております。ケース1は、新規の土地に施設を整備するもので、ケース2は、し尿を前処理した後、下水道に放流するものであり、ケース3につきましては、下水道処理施設内の消化槽に直接投入する方法でございます。なお、3ケースとも、国の交付金事業でございまして、ケース1及びケース2につ

きましては、環境省の循環型社会形成推進交付金、ケース3につきましては国土交通省の防災安全交付金の補助メニューを活用したものでございます。

交付金を受けるための補助要件でございますが、ケース1及びケース2の場合、し尿以外に農業集落排水汚泥など有機性廃棄物を受け入れること、かつ脱水汚泥を資源化物として有効活用することの2点が交付対象事業とするための要件になっております。ケース3は、下水道処理施設汚泥共同事業、いわゆるMICS事業で処理することが補助要件となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

それぞれのケースごとの概算事業費と整備スケジュールを記載しております。

3ページをお願いいたします。横長でございます。

それぞれのケースごとに処理の概要、処理フロー、放流量、建設面積などを比較し、最後に処理技術に対する知見といたしまして、取りまとめております。

課題といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、ケース1及びケース2については、環境省の交付金対象事業とするため、農業集落排水汚泥の受け入れ、それから、汚泥の助燃剤化など資源化することが必要となります。また、ケース1は、建設用地の選定・取得と施設の整備面積が広く求められます。

4ページをお願いいたします。

環境への負荷、建設費及び維持管理費の面から比較検討した結果を整理しております。環境への負荷に関しましては、いずれのケースも規制基準等を満たしております。なお、ここに掲載しておりますとおり、建設費及び15年間に要する維持管理費を比較いたしますと、現時点ではケース3が最も有利な条件と考えられます。

5ページをお願いいたします。

表の3は、ケースごとに課題・問題点等を整理したものでございます。各ケースでそれぞれクリアすべき課題等がありますので、今後、施設整備の検討を進めるに当たっては、関係者と十分協議を行った上で解決していく必要がございます。

最後になりますが、6ページから8ページにかけて各ケースにおける整備スケジュールを掲載しておりますので、御確認をいただければと考えております。簡単ではございますが、八代市し尿処理施設基本構想に関する説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） 質疑の時間に入りますけれども、どういたしましょうか。そのまま継続してよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、今説明いただきました本件について何か御質問、御意見等はありませんか。

○委員（増田一喜君） ケース3、下水道処理施設ということで、こん中でMICSとか言われたけど、これはどういうものなんですか、MICS事業というのは。

○環境課長補佐（武宮 学君） ただいまの御質問のMICS事業でございますが、MICS事業と申しますのは、下水道で整備しました施設をし尿処理するなど、その施設を有効活用して一緒に処理をするというような、下水道と同じような処理方法になりますので、そういった同じ処理方式で処理をする事業ということになります。

○委員長（福嶋安徳君） 今の事業で補助金等のあれはどうなんですか。

○環境課長補佐（武宮 学君） 比較検討をまとめた表がございまして、し尿処理施設基本構想の2ページになりますが、交付金につきましてはケース3につきましては、財源内訳のところに書いてございますが、国交省の交付金とな

りまして、交付金が7800万円、起債が5億3800万円、それと一般財源が1億6300万円ほどということになります。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） わかりましたでしょうか。（発言する者あり）

ほかに御意見ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。まず一番最初に説明あった資料1のほうですね。新しく基本計画つくるんですよというふうな話で、今後の排水の関係の構想的なものが変更になったということで、こればつくり変えるんですよという部分が説明ちょっとあったかと思うんですけど、それがですよ、1ページ目の計画の趣旨の中にはそれが載ってないんですよ。それを私は入れるべきじゃないのかなと思ったんで、それは入れんでもよかったですか。どやندでしょうか。私、入れたもらったほうがよかつかなと思ったんですけど。後からちょっと見たときにわかりやすいかなと思ったんで。それがあったけん、今回こう新たにつくり直すんですよというのが説明あったもんですから。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

今、野崎委員さん御質問の生活排水処理基本計画のほうでございますけれども、これにつきましては、平成28年度から平成42年度までの15年計画ということで、これにつきましては、27年度事業をですね、一応策定をさせていただきました。策定をしましたけれども、いわゆる公共下水道のほうがですね、全体計画の変更する方針が決定されたと。いわゆる下水道の処理区域内の見直しが行われましたので、見直しを待って、今回お示ししたということでございます。だから、いわゆる公共下水道の全体区域以外の八代市の部分をこの計画で策定したということでございますので、そういう経緯でございます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

○環境課長補佐（武宮 学君） 先ほどのMICS事業の件ですが、ちょっと私の答弁がわかりづらかったと思いますので、もう一回答弁させていただきたいというふうに思います。

MICS事業に関する御質問でございましたが、MICS事業とは、下水道や農業集落排水施設など複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効果的な効率的な排水処理施設整備を図るため、共同で利用できる施設を下水道事業により整備する汚水処理施設共同整備事業をMICS事業と申します。

以上でございます。

○委員（増田一喜君） ということは、汚水処理施設は共同でするために、また新たにつくるという意味もあるんですかね。そういう意味なんですか。

○環境課長補佐（武宮 学君） し尿処理基本構想のですね、3ページをごらんいただきたいと思います。ケース3の処理フローのところを書いてございますが、今回整備範囲というふうに書いておりますところが、今回MICS事業でし尿処理の部分を新たにつくるという構想を立てたものでございます。ここで出ましたものを下水道の施設を利用して消化槽で処理をしていただくというような処理フローになろうかと思います。

以上です。

○委員（野崎伸也君） いろいろと新しい施設整備について説明いただいたんですけど、これいつから始めようという話なんですか。

○環境課長補佐（武宮 学君） ケース1、ケース2は環境省、ケース3は国土交通省の交付金事業ということですね、資料にも書いてございますが、大体4年から5年、申請から工事までかかります。衛生処理センターももう老朽化しておりまして、大規模改修はいたしました、非常に経年劣化も進んでおりますので、できるだけ関係者の方と協議をしまして、

5年間の整備スケジュールを見てですね、できるだけ早急に進めたいというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。早く進めにゃいかんということであれば、用地取得ばせんばごたっケース1というのはちょっと考えられんかなというふうに思うとですたいね。あと、また金額的にもプラスで多分発生するんだらうと思うんで。

あと、早い時期と言われるのはわかります。早くしてもらいたいというのも思っているんですけども、これはあれなんですね。6ページのやつスケジュールのあれを見ると、今言われた工区申請とか言われた関係の書類関係とかと工事ちゅうのは一緒にやっていけるような感じで見受けたんですけども、それは間違いないんですね。よかですよ、それで。事前にすれば、申請とか終わってから工事が発注されて進めていかれるちゅうわけじゃなかつですよ。

○環境課長補佐（武宮 学君） 通常やっぱり補助事業でございますので、申請書を各省庁に出しまして、交付決定をいただく必要があろうかと思えます。そこから設計に入りまして、工事に入るということで、大体スケジュール的には4年から5年。先ほどと重複しますが、4年から5年ぐらいかかるんじゃないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） はい。今の6ページのやつでのですね、スケジュールを見ると、まず一番最初にですよ、1年目の4月にはコンサルタント業務の発注というのがあるとですけども、これが始まってからいろいろ申請とかもですね、始まっていく。業者さんをお願いしながらやっていくって話なので、これ来年度じゃなかつですか、これは。違うんですか。私的に

は、もう来年度にぎゃんとこばさすとかないいうふうにちょっと思ったんですけども。29年度じゃなかつですか。違いますか。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

済みません。現在のし尿処理センターにつきましてはですね、老朽化しておりますけれども、大規模改修などを加えましてですね、今のところですね、10年間は稼働させたいというふうに思っております。（発言する者あり）今、課長補佐が申しましたように、整備計画につきましては、新しい整備につきましては5年ほどかかるということでございますので、それから考えますと、今後3年か4年ぐらいにはこの事業を進めなければいけないということになろうかなというふうに想定をしております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） それにしては、何か随分ですね、いろんな計画きちっとされたやつば早目早目に何か提案されたんで、ちょっとびっくりしとつとですけども、何か意図があつとですか、やっぱり。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君）

ここにタイトルがございますように構想の段階でございますので、これは基本計画でございせん。今後ですね、し尿処理センターを整備するに当たっては、いわゆる今の構想の段階でこういうケースが考えられるということで、そういう想定した場合のですね、いわゆる課題等を整理したものでございます。だから、今のところは、先ほど御説明しましたように、現時点ではという限定つきでですね、ケース3が有利な方法と説明いたしましたけれども、今後のですね、いろいろな状況の変化とかがございますもんですから、そこはですね、今後また変更になる可能性も含めているということで御説明いたしました。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 早目に何かこういった

御説明いただいてですね、議会のほうにもということでありがたく思ってます。

あと、もう一点聞いてよかですか。4ページの財源内訳なんですけど、それぞれに交付金がありますよというふうな話ありました。起債についてもですよ、合併特例債とかそういったものの活用というのはどやんしようと、できそうなんですか、こちらについては。建設とかの関係については。（「合併特例債」と呼ぶ者あり）

○環境課長補佐（武宮 学君） 合併特例債、たしか35年までだったと思いますが、現時点ではちょっと難しいのかなと。

○委員（野崎伸也君） 年数的に。

○環境課長補佐（武宮 学君） はい。（発言する者あり）年数的に難しいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 対象事業ではあつとですか。活用はできるということですか、しようと思えば。

○環境課長補佐（武宮 学君） 済いません。そのところはちょっとわかりません。あくまで環境省と国交省が今持っている交付金の中で一番有利なものを使って構想をまとめたものですから、申しわけございません、そこまでは私調べておりません。対象になるかはわかりません。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。期限がですね、32年度ということでしたんで、そこまではですね、事業が開始できるかどうか、できてしまうものなのかというのを考えられたときには、多分合併特例債は多分頭になかったんだろうというふうに思いましたので、ありがとうございます。

○委員（増田一喜君） さっきのM I C Sの説明なんですけどね。ここの図を、3ページの図を見ると、下水道施設で処理ということで、水

処理センターがありましたね。あの前にこの整備しますとか、要するに屎処理の機械ちゅうか、そういうのを整備して、あそこの中に整備するということですかね。だから、今、屎処理のところが鏡だとか、昭和だとか、あっちのほう今ありますよね。だから、あそこがもうだんだん、だんだん使えなくなるようなというか、新しく建築するかとかそういうことを考える中で、それをこのまま水処理センターの中の前にぼんと整備して、そのまんま水処理センターに流して処理するという、簡単に言えばそんなことの図なのかなと。機械的にはここをするちゅうことだけでも、現実的には頭に浮かばないんですよ。

○環境課し尿処理センター場長（竹下圭一郎君） ケース3の場合につきましてはですね、ケース2とケース3の場合につきましては、現状あります八代市の下水道処理施設の敷地の中に、新たにこのし尿処理施設をつくりまして、そこから下水の処理施設のほうに、希釈汚泥等を投入していくという考えでございます。（発言する者あり）

○委員（増田一喜君） わかりました。

○委員（村上光則君） 今、このし尿処理施設は、今、國岡次長が、まあ10年は大丈夫で言われたけども、本当に大丈夫ですか。

○市民環境部次長兼環境課長（國岡雄幸君） 御心配いただいてありがとうございます。今、現有施設をですね、可能な限り使いたいということで大規模改修を図りながらですね、今のこの計画とリンクさせるような形で10年間は使っていきたいと。そのためには節目節目ですね、結構投資が要るかと思いますが、そこは投資をですね、しまして10年間はですね、確実に稼働させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（村上光則君） はい、わかりました。

大丈夫なら、よかです。

○委員（中山諭扶哉君） 生活排水の処理基本計画の中でですね、24ページで本庁管内のし尿汚泥槽処理量の将来の予想でありますけど、実際どうですかね。今のままの状況で、今のままの施策の中で、それを達成できそうということと考えられてはおるんですかね。

○環境課長補佐（武宮 学君） し尿浄化槽汚泥量の将来予測に関する御質問でございますが、これはあくまで予測でございまして、もとのデータといいますのは、平成22から26の、現在までのデータをもとに将来予測を行っております。あくまで相関関係の一番高い関数を使って将来予測をしておりますが、将来的にはほぼこのようにし尿は減少、浄化槽汚泥はほぼ横ばい、もしくは微減少というような傾向で進んでいくんじゃないかというふうには想定しております。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） 一般質問でもさせていただきましたけど、合併浄化槽移行がですね、非常に困難な地域がやっぱりあるものから、普及率14%とか、15%とか、そこら辺のところにそれが普及していくにはどうすればいいかと。ぜひそこでもですね、検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（福岡安徳君） 御意見出尽くしたようではございますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） それでは、以上で八代市生活排水処理基本計画についてと八代市し尿処理施設基本構想についてを終了いたします。どうも御苦労さまでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後0時20分 小会）

（午後0時21分 本会）

○委員長（福岡安徳君） それでは、本会に戻します。

それでは、ここで、私より委員の皆様へ御報告を申し上げます。

本委員会での派遣承認要求により、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結20周年記念事業出席のため、10月29日より11月2日までの間、中華人民共和国北海市へ行ってまいりました。それについての御報告を申し上げさせていただきます。

今言いましたように、北海市の交流20周年記念として、市民使節団21名、合計31名の使節団として、中国北海市へ行ってまいりました。その報告をさせていただきます。

使節団として参加できましたのも、建設環境委員会の皆さんの御理解のあつてのものでございまして、委員の皆さんに感謝申し上げます。

10月29日から11月2日にかけて、八代市・北海市友好都市締結20周年記念について、市長と行く八代市民使節団、合計31名、北海市へ同行し行ってまいりました。福岡空港1時40分発で上海へ向かい、この上海空港については、本当に以前行ったときの上海空港と全く違って広大な空港になっておりました。本当にそれについては驚くばかりでございました。

それと翌30日、北海へ着き、空港については女性数名の皆さんが花束を持って出迎えておられ、熱烈な歓迎を受け、北海市内へとまず行きました。まず、見学地として、北海駅を見学させていただきましたけれども、その駅舎については本当に物すごい大きな建物で、フランスの凱旋門を思わせる壮大な建築がなされておりまして、その前にも駅前広場も広大でびっくりするような状況でございました。道路については片側3車線、中国の車社会を想定してのこと

であると想像しますけれども、本当に道路についても本当に整備された道路ができておりました。

それから、車窓を見るにつれて市内を見させていただきましたけれども、旧住宅地は解体が進んでおり、ほとんど高層マンションになっています。旧住宅はほとんど見かけない大都市化が進められておりました。こういう状態が170万人都市のすごさなんだろうかなと思っていて、私は見させていただきました。中国の経済のすごさには、まざまざと見せつけられた思いがいたします。八代市との友好都市締結されたその後、八代市と友好都市締結された記念モニュメントを確認し、八代市のハーモニー広場の一角に設置してあるものと同じでございました。

その後、北海市歌舞団等の練習見学、交流を図りまして、その後、芸術設計学院という学園がありましたけれども、そこを訪問し、生徒さんとの交流を図ったわけですが、生徒がそこに7600人今通っておられるということでございまして、そういう中に、まだまだ校舎が建設中でございまして、約8000人規模になると校長先生が言われておりました。この校長先生に言わせますと、日本に学ぶべきと思い、日本留学を経験し、ユーモアあふれる方でございました。現在、先生が、もうその先生が400人おられる。生徒50人ほど日本に派遣しておられるとのことでした。

最後に、北海州市長主催の歓迎式典に夕食会と一緒に同席しまして、20周年を祝う式典としては素晴らしい交流ができたんじゃないかなというふうに思います。そういう流れの中で、いろいろ産地の経済は真珠が得意だそうなのでございまして、真珠もたくさんとれるような状況にございました。

本当に町並みを見てみますと、やはり中国経済はこのように強いのかというぐらいに、もう

圧倒されるような状況でございました。やはり皆さんのおかげで外国を見させていただいた、その気持ちがやはり今後もやっぱりそういう姿を見る必要があるんじゃないかなというふうに感じてまいりました。

そういう中で無事福岡空港、八代市へと無事帰宅いたしました。おかげで市民の皆さんともいろいろ交流ができて、今後の体制づくりにもいろいろと市民の皆さんの意見が出されてくるものと思っております。

どうぞそういった関係の中で、いろいろと今後の体制づくりに私も努めてまいりたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

以上、報告とさせていただきます。

それでは、報告を終わります。当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（福岡安徳君） それでは、この管外視察について、私より報告がありますので、ここ小会してよかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

小会します。

(午後0時28分 小会)

(午後0時32分 本会)

○委員長（福岡安徳君） それでは、本会に戻して、いろいろまたいきたいと思います。よろしくお願いします。

視察がいろいろ皆さん方の、決定していただきました。本委員会の管外行政視察を行うこととし、その期間は平成29年2月8日から2月10日までの3日間といたしたいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（福岡安徳君） ありがとうございます。

それでは、本委員会の管外行政視察を行うこととし、日時、視察先及び視察内容については、委員長、副委員長、事務局といろいろ相談しながら決定していきたいと思っておりますけれども、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

では、環境センターの視察について説明を求めますので、しばらくお待ちください。

小会します。

（午後0時33分 小会）

（午後0時38分 本会）

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

それでは、少し時間も過ぎましたがけれども、次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成29年2月8日から2月10日までの3日間、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後0時39分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年12月12日

建設環境委員会

委員長